

令和 年 月 日

保護者 様

京都府立須知高等学校
校長 坂本 正義

出席停止について

届出がありました感染症の学校感染を防ぐため、学校保健安全法第 19 条により出席停止といたします。学校医又は主治医の治療を受け、治癒するまで登校しないようにお願いします。※出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。

登校再開日に提出するもの

- ①「学校感染症欠席届（保護者記入）」
- ②「病院や薬の領収書又は薬の説明書（医療機関名・日付が入った受診したことがわかるもののコピー）」（※診断書をもらう必要はありません）

2つを必ず持参して（検査キットを自宅で使用され、病院受診されていない場合はこの限りではありません。）、保健室で手続きを済ませたのち、教室に入ってください。「治癒証明書」なしの登校は認められません。保健室で確認して、「出停取扱届」の用紙を生徒に渡します。生徒は、「出停取扱届」に必要事項を記入し、保健部印をもらった後、担任の印、次に各教科担当の印をもらって、最後に教務部に提出します。これは、登校後、3日以内に行ってください。

—————切り取り線—————

学校感染症欠席届（治癒証明書）※保護者で記入してください。

令和 年 月 日

京都府立須知高等学校長 様

年 組 番 氏名

保護者等氏名

下記疾患のために、次の期間欠席が必要と診断されましたので届けます。

1 病名 : _____

2 療養期間 : 令和 年 月 日 限から
令和 年 月 日 限まで

3 診断を受けた医療機関名 : _____

受診者名・受診日・医療機関名が記載されたものを裏面に添付してください。

（受診していない場合は、下記に○をつけてください。）

自宅で検査をしました。

〈学校保健安全法〉

第19条：校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

要約：学校感染症の「種類」と「出席停止の期間」

第一種（12種類）：治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症

第二種（10種類）：次の通り。ただし、医師が認める時はこの限りでない

- (イ) インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等を除く）にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（発症日・解熱日を0日とし、翌日から1日目と数える。発症後6日目、解熱後3日目から登校可能となる）。
- (ロ) 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- (ハ) 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。
- (ニ) 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- (ホ) 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
- (ヘ) 水痘にあつては、すべての発しんが、痂皮化するまで。
- (ト) 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- (チ) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあつては、発症した後5日間を経過し、かつ、症状が経過した後1日を経過するまで。
- (リ) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎は、症状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。

第三種：症状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他（ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、ノロウイルス、マイkoplasma感染症など）

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱							
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱						
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

※その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

		発症日							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後1日目に 軽快した場合 (最低基準)	症状出現	軽快						
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例2	発症後2日目に 軽快した場合	症状出現	症状あり	軽快					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例3	発症後3日目に 軽快した場合	症状出現	症状あり	症状あり	軽快				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例4	発症後4日目に 軽快した場合	症状出現	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に 軽快した場合	症状出現	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

※その後は症状が軽快した日によって出席停止日が順次延長されていきます。